

ハローワークもりおか

懇 切

公 正

迅 速

平成22年10月 No.445

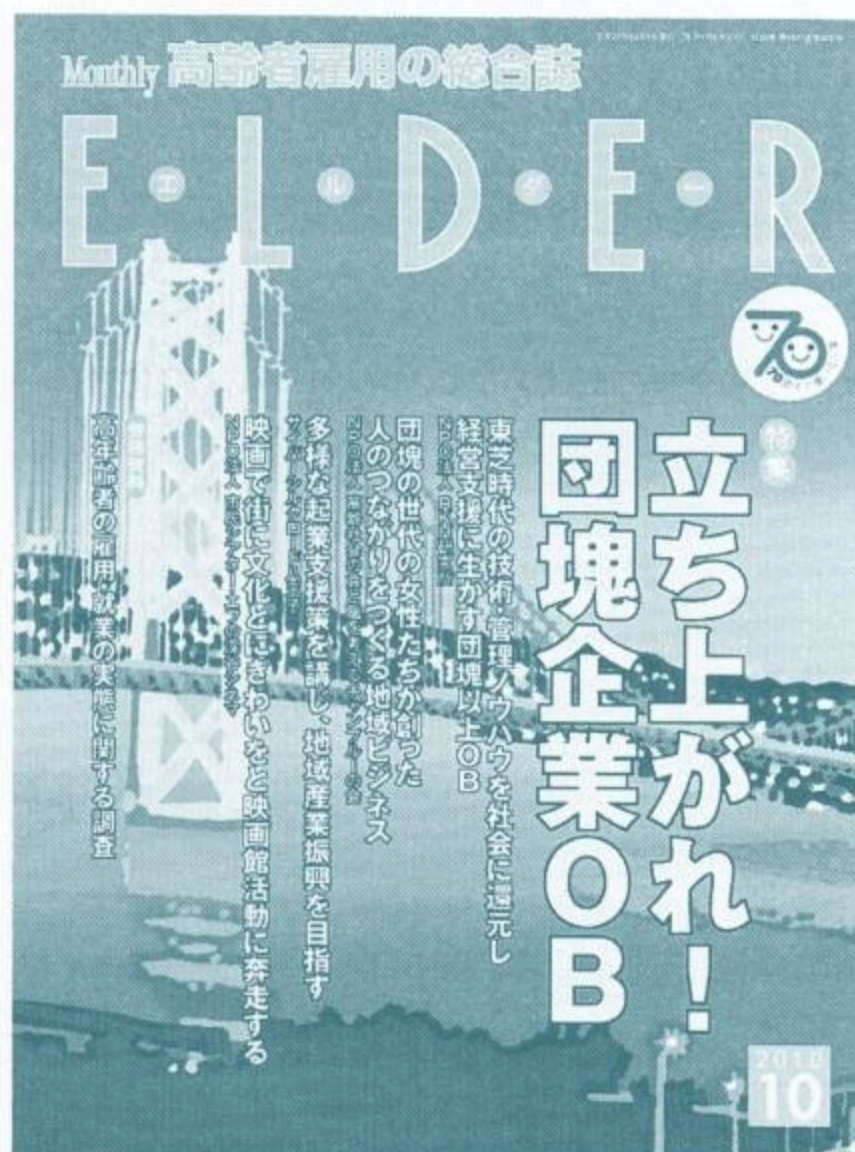
10月 は高年齢者雇用支援月間です!!

今後の急速な高齢化の進展の下で、経済の活力を維持していくためには、高年齢者の能力の有効な活用を図ることが重要な課題となっています。

このことから、高年齢者等の雇用環境が深刻化している現状への的確な対応を図りつつ、将来的には、高年齢者が、健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現を目指すことが重要となっています。

このような中で平成18年に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、65歳までの雇用が義務づけられたことにより、団塊世代の定年退職問題への応急的な対応が図られました。

しかし、今後さらに施策の効果を高め、高年齢者雇用が一層進展することが急務であることから、毎年10月を「高年齢者雇用支援月間」として事業主の皆様をはじめ、広く国民の皆様のご理解をいただくために全国的な運動を展開しています。



エルダー（毎月1日発行）

高年齢者雇用事業所の職場紹介等最新の雇用好事例や助成金制度を中心に、身近な高齢者雇用問題を取り上げた事業主向けの啓発誌です。

以下のURLからバックナンバーも含めPDFでダウンロードできます。

<http://www.jeed.or.jp/date/elderly01.html>

- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| | ○ 10月は「高年齢者雇用支援月間」です | 1 |
| も | ○ 岩手県最低賃金改定のお知らせ | 2 |
| く | ○ 障がい者「雇用関係情報交換会・就職相談会」を開催しました | 3 |
| じ | ○ 「いわて就職面接会Ⅳ」開催のお知らせ | 3 |
| | ○ 「介護のしごと就職相談会」開催のお知らせ | 4 |
| | ○ 最近の求人求職のうごき | 4 |

岩手県の最低賃金改定！

岩手県最低賃金が、10月30日より時間額631円から644円となります。

「必ずチェック最低賃金！ 使用者も労働者も 岩手県最低賃金 時間額644円」

- ◎ 全ての事業主は、その雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、最低賃金額を理由に一方的に労働者の賃金を引き下げることは許されません。
- ◎ 賃金額が、時間額644円を下回っている場合は、発効日から、時間額644円以上となるよう賃金額を改定する必要があります。
- ◎ 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は含まれません。
- ◎ 岩手県の最低賃金には、岩手県最低賃金のほか、産業別最低賃金（「鉄鋼業」、「鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業」、「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」、「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」、「各種商品小売業」、「自動車小売業」）が定められています。

最低賃金額との比較方法

実際の賃金が最低賃金額になっているかどうか調べるには、最低賃金の対象となる賃金額と岩手県最低賃金額を次の方法で比較します。

- ① 時間給の場合・・・時間給については、岩手県最低賃金と比較してください。
- ② 日給の場合・・・日給を所定労働時間で除し、時間当たりの金額と岩手県最低賃金と比較します。
- ③ 月給の場合・・・1箇月平均所定労働時間で賃金額を時間当たりの金額に換算し、岩手県最低賃金と比較します。

例) 岩手県内の事業場で働く労働者Aさんの労働条件は、年間所定労働日数260日（年間休日105日）、一日の労働時間8時間、月給111,000円とします。岩手県最低賃金は644円ですので、比較すると・・・

$$\frac{\text{月給111,000円}}{\text{年間所定労働日数260日} \times \text{8時間} \div \text{12ヶ月}} = 640.38\text{円} < \text{岩手県最低賃金 644円}$$

となります。したがって、この場合は10月30日から発効する岩手県最低賃金を満たしていないことになります。

岩手県
最低賃金が
改定されました。
644円
発効日：平成22年10月30日
必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

最低賃金とは
・なんですか？
最低賃金の対象となる
・賃金には
どんなものが含まれますか？
最低賃金より
・低い賃金を労働者
に支払う場合は
罰金や懲罰金
を支払わなければならない
場合があります。
必ずチェック
最低賃金！
使用者も、
労働者も

※ 詳しくは岩手労働局労働基準部賃金室（TEL 019-604-3008）または、盛岡労働基準監督署（TEL 019-621-5115）までお問い合わせください。

障がい者の雇用を促進するための 障がい者雇用関係情報交換会並びに障がい者就職相談会を開催しました!

去る9月14日(火曜日)に、「平成22年度障がい者雇用関係情報交換会並びに障がい者就職相談会」が岩手労働局、盛岡公共職業安定所、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構岩手障害者センター、(社)岩手県雇用開発協会の主催により盛岡グランドホテルにおいて開催しました。

第一部の雇用関係情報交換会では「盛岡峰南高等支援学校の進路支援」と題して同校米倉教諭、「盛岡広域障害者就業・生活支援センターの取組みについて」と題して同センター川村就業支援ワーカーよりそれぞれ講演が行われ、また(社)岩手県雇用開発協会より障害者雇用納付金制度と雇用率について説明があり、その後参加事業所と意見交換が行われました。

第二部の障がい者就職相談会では、昨年を上回る参加者数となり、景気の回復が遅れ依然として厳しい状況が続いている中で、たくさんの障がい者の方が、真剣に各ブースでの企業人事担当者の説明に聞き入っていました。

(参加事業所32社、参加者195名)



いわて就職面接会Ⅳ開催!!

日 時 平成22年11月16日(火) 13:00~17:00 (受付12:00~16:30)

会 場 いわて県民交流センター(盛岡駅西口) アイーナ8階

対 象 者 平成23年3月卒業予定の学生/既卒者/一般求職者

参加企業 岩手県内に事業所を有する企業

内 容 ・参加企業との個別面談
・各種職業相談/情報提供
(参加市町村/(社)岩手県福祉人材センター/ハローワーク盛岡/ジョブカフェいわて)

主 催 岩手県 / (財)ふるさといわて定住財団

お問い合わせは (財)ふるさといわて定住財団 岩手県庁2階
TEL 019-653-8976

“いいひ” “いいひ”
11月11日は介護の日

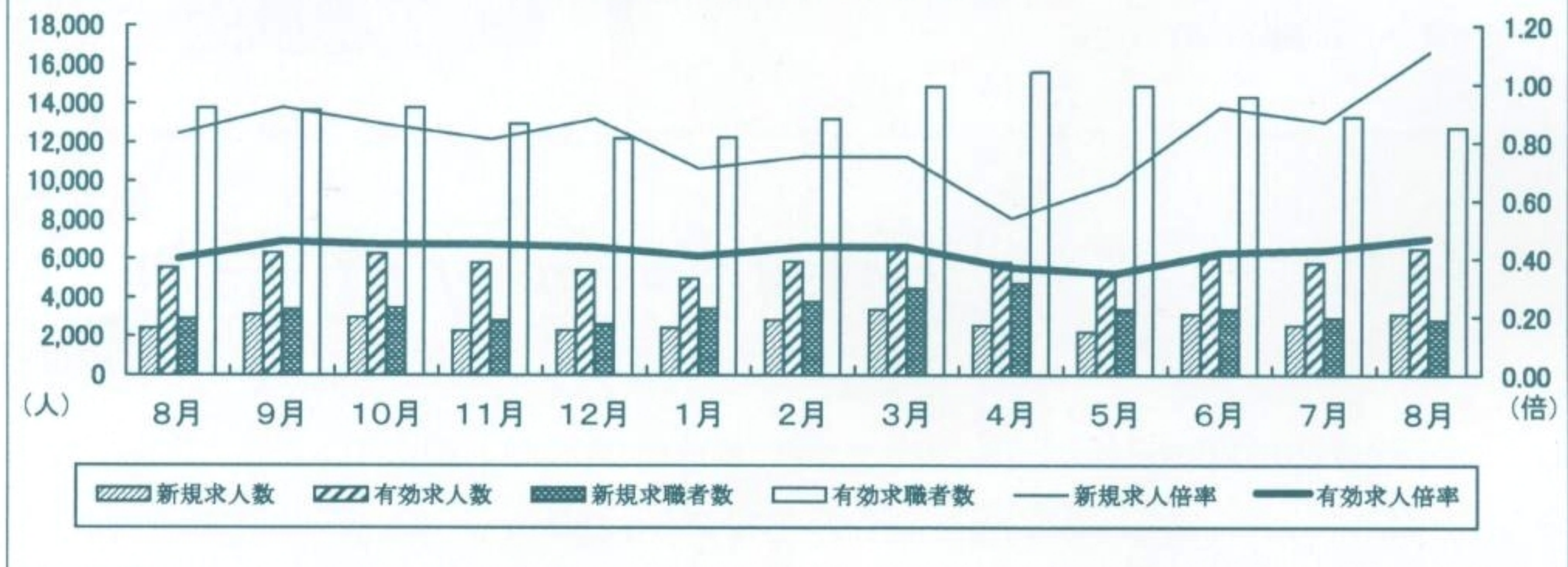
介護のしごとと就職相談会開催!!

日 時 平成22年11月11日（木） 13：30～15：30
 会 場 ホテルメトロポリタン盛岡 本館4階（盛岡市盛岡駅前通1-44）
 参加対象 一般求職者 / 平成23年3月卒業予定の大学・短大・専門学校生等
 対象職種 介護支援専門員 / 介護職員（介護福祉士、ホームヘルパー） / 相談員 / 看護補助者
 主 催 岩手労働局 / 盛岡公共職業安定所 / (財)介護労働安定センター岩手支部
 共 催 (社福)岩手県社会福祉協議会福祉人材センター / (社)岩手県シルバー人材センター連合会

介護の資格を持っていない方でも参加できます!!
 参加料無料・履歴書不要・事前申込不要
 2時間無料の指定駐車場があります

お問合せは ハローワーク盛岡 福祉人材コーナー 1階④番窓口
 TEL 019-624-8904

最近の求人求職のうごき



ハローワークプラザ盛岡

ヤングハローワーク（1F）

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

ハローワークプラザ（2F）

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズサロン盛岡（2F）

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

〒028-4301 TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312